(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場の合理化を促進し、経営を安定させることにより、 市民の日常の保健衛生水準の確保を図るため、防府市(以下「市」という。) において公衆浴場を経営する者が行う公衆浴場経営合理化事業(以下「事業」 という。)に要する経費につき交付する補助金について必要な事項を定めるも のとする。

(定義)

第2条 この要綱で「公衆浴場」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号) 第2条第1項の規定による許可を受けて経営されている施設であって、物価 統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金の価格が 統制され、かつ、利用形態からみてもっぱら地域住民の日常の保健衛生のため に利用されていると認められるものをいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市の区域内で市長が適当と認める 公衆浴場を経営する者(以下「営業者」という。)が行う公衆浴場経営合理化 事業とする。
- 2 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率は、別表に定めるとおりとし、毎年度予算の範囲内で営業者に対し補助することができる。

(補助金の交付)

- 第4条 前条の規定による補助金(以下「補助金」という。)の交付の申請をしようとする営業者は、公衆浴場経営合理化事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の6月15日までに、当該申請に係る設備改善の工事に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により申請前に工事を行う必要がある場合は、公衆浴場経営合理化事業事前着工承認申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けることにより工事を行うことができる。
  - (1) 事業計画書(第2号様式)

- (2) 見積書及び設備の図面
- (3) 営業許可指令書の写し又は営業許可証明書(第3号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金交付の決定)
- 第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の うえ、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決 定し、その旨を当該営業者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助 金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するこ とができる。

(申請の取下げ)

- 第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助営業者」という。) は、当該通知に係る補助金の交付の決定に付された条件に不服があるときは、 当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の 交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業の内容の変更に係る承認の申請)

第7条 補助営業者は、事業の内容(軽微な変更を除く。)に変更を加えようとするときは、公衆浴場経営合理化事業計画変更承認申請書(第4号様式)に第4条各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助営業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじ めその旨を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助営業者は、当該事業を完了したときは、当該事業を完了した日から 起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の翌年度 の4月5日のいずれか早い期日までに公衆浴場経営合理化事業実績報告書 (第5号様式。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提 出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第6号様式)
- (2) 領収書等支出証拠書類の写し及び完成写真

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があった場合において、その内容の審査及 び必要に応じて行う検査の結果適当であると認めるときは、交付すべき補助 金の額を確定し、当該補助営業者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助営業者は、請求書を速やかに市長 に提出しなければならない。

(他の用途への使用の禁止)

第12条 補助金の交付を受けた補助営業者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(財産の処分の制限)

第13条 前条の補助営業者は、事業の完了の日から5年間は、当該事業により取得した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保(当該財産の取得のための借入金に係るものを除く。)に供してはならない。

(関係書類の整備等)

第14条 補助営業者は、事業及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業完了の日から起算して5年を 経過した日の属する市の会計年度の末日まで保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助営業者に対して報告を求め、若しくは事業の施行に関し必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類若しくは事業の実施の状況を検査させ、若しくは関係職員に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

- 第16条 市長は、補助営業者が次の各号の1に該当するときは、補助金の交付の 決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) この要綱に違反したとき。

- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不適当であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、 当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該補 助営業者に期限を定めてその補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、 別に定める。
- 2 削除
- 3 削除

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和51年10月15日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行し、昭和52年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和54年9月5日から施行し、昭和54年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和55年6月12日から施行し、昭和55年度分の補助金から 適用する。

附則

この要綱は、昭和56年4月25日から施行し、昭和56年度分の補助金から 適用する。

附則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成8年3月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成9年8月1日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成17年5月25日から施行し、平成17年度分の補助金から 適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 (第3条関係) 適用・公衆浴場経営者

	į		経費	補助率
	呂 釜 又は更新		釜 (内釜及び外釜)	1 基当たり674,000円を最高限度
			本体の購入に要する	として、当該経費の2分の1以内
	の新設		経費	
1	段又は	内釜の更新	内釜本体の購入に要	1 基当たり394,000円を最高限度
	更新		する経費	として、当該経費の2分の1以内
	17/1	外釜の更新	外釜本体の購入に要	1 基当たり280,000円を最高限度
			する経費	として、当該経費の2分の1以内
2	循環	<b>そる過機の新設</b>	循環ろ過機本体の購	1 基当たり480,000円を最高限度
	又は	更新	入に要する経費	として、当該経費の2分の1以内
	燃焼	装置(自動燃焼	燃焼装置本体の購入	1 基当たり206,000円を最高限度
	装置	にあたっては、	に要する経費	として、当該経費の2分の1以内
3	自動	制御装置部分		
	を除	く。)の新設又		
	は更	新		
	燃焼	送器用自動制	燃焼装置用自動制御	1 基当たり258,000円を最高限度
4	御装	置の新設又は	装置本体の購入に要	として、当該経費の2分の1以内
	更新		する経費	
	上り湯温度調節装		上り湯温度調節装置	1 基当たり180,000円を最高限度
5	置の新設又は更新		本体の購入に要する	として、当該経費の2分の1以内
			経費	
6	煙突	その設備又は更	煙突本体の購入に要	1 基当たり276,000円を最高限度
	新		する経費	として、当該経費の2分の1以内

	配管、タ	イル設備の	配管設備の取替及び	1設備工事当たり52	0,000円を最				
7	更新		浴室内タイルの張り	高限度として当該経	費の2分の1				
			替に要する経費	以内					
8	排湯熱交	を換器の新	排湯熱交換器本体の	1基当たり270,000円	子を最高限度				
0	設又は更	新	購入に要する経費	として、当該経費の	2分の1以内				
	給水給湯	島自動装置	給水給湯自動装置の	1設備工事当たり37	74,000円を最				
9	の新設又	は更新	設置に要する経費	高限度として当該経費の2分の					
				以内					
	サウナ設備の新設		サウナ設備の設置に	1設備工事当たり1,468,000円を					
10	又は更新	r	要する経費	最高限度として当該統	経費の2分の				
				1以内					
	高齢者	段差解消	高齢者入浴設備の設	1設備工事当たり右	260,000円				
	入浴安		置に要する経費	記金額を限度とし					
11	全設備	転倒防止		て、当該経費の2分	160,000円				
11	の新設			の1以内					
	又は更	姿勢安定			140,000円				
	新								

備考 1から6まで及び8については、設備の運搬費、据付費、付帯工事費等は、 購入経費に含まない。

11高齢者入浴安全設備の対象品目は、次のとおり。

段差解消設備;段差解消スロープ等

転倒防止設備;安全手摺、ノンスリップマット等

姿勢安定設備; スツールベンチ、バスマット、シャワーシート、シャ

ワーチェア等

## 第1号様式(第4条関係)

## 年度公衆浴場経営合理化事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

 営業者
 住所

 氏名
 (電話
 番)

年度において下記のとおり公衆浴場経営合理化事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、公衆浴場経営合理化事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(ア)		内	訳
営業者事業費		(イ)市補助金	営業者負担金(ア)-(イ)
	円	円	円
事業計画		別添事業計画書記載のとおり	

- 1. 事業計画書
- 2. 見積書及び設備の図面
- 3. 営業許可指令書の写し又は営業許可証明書

#### 事業計画書

		名		称											
公衆	浴場	所 在 地													
		許可指	育令番	:号等			年	<b>Ξ</b> .	月	F F				第	
許可	可を受	:けている	)	住所											
	ā	首		氏名											
設	種			別											
	規			格											
備	I.	事着工予	定年	月日	年	Ë.	月	日		年	月	日	年	月	日
	I.	事完成予	定年	月日	年	Ë.	月	日		年	月	日	年	月	日
改	改	善の	理	由											
善	見	積		額				円				円			円
	負	市補	〕助	金				円				円			円
事	担	営業者	借	入金											
	区	負担金	自己	已資金											
業	分計														

- 注1 種別の欄には、釜(内釜及び外釜)、内釜、外釜、循環ろ過機、燃焼装置、燃焼装置用自動制御装置又は廃油ろ過機の別を記載すること。
- 注2 見積額の欄には、該当設備本体の購入に要する直接経費のみ記載し、運搬費、 据付費、付帯工事費等は一切含めないこと。

証 明 願

年度における公衆浴場経営合理化事業補助金の交付申請に必要がありますので、次の公衆浴場について、次のとおり営業許可がなされていることを証明願います。

年 月 日

保健所長様

願出者 住所

氏名

/.\	衆	¥/s	`	場	名	称					
公	外	浴	•	勿	所在	王地					
営	許可が	+>+ +	ナリ、	フサ	住	所					
業	計円 //3	12 G X I		の伯	氏	名					
許	許	可	年	月		日			年	月	日
可	指	令		番		号	指	令	第		号

上記のとおり営業許可がなされていることを証明する。

年 月 日

保健所長

注 許可がなされている者の住所及び氏名の欄は、法人にあっては、その主たる事務 所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載すること。

## 第4号様式(第7条関係)

#### 年度公衆浴場経営合理化事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

# 補助営業者 住所氏名(電話 局 番)

年 月 日付け第 号により補助金の交付の決定の通知があった公衆浴場経営合理化事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、承認されるよう、公衆浴場経営合理化事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	(ア) 営業者事業	内	訳
	費	(イ)市補助金	営業者負担金(ア)-(イ)
変更前	円	円	円
変更後			
変更内容	別添事業計画書記	記載のとおり	
変更の理由			

- 1 事業計画書
- 2 見積書及び設備の図面

#### 年度公衆浴場経営合理化事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 防府市長

補助営業者 住所氏名(電話 局 番)

年 月 日付け指令第 号により補助金の交付決定通知のあった公衆浴場経営合理化について、下記のとおり事業を完了したので、公衆浴場経営合理化事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

			(ア)営業者事業	内	訳	
			費	(イ)市補助金	営業者負担金(ア)-(イ)	
予	算	額	円	P.	円	
精	算	額				
差引	増渥	<b>述額</b>				
事業実績 別添事業計画書記載のとおり						

- 1 事業実績書
- 2 領収書等支出証拠書類の写し及び完成写真

## 事業実績書

		名	称											
公衆浴場 所			在 地											
		許可指	育令番号等			年		月	日		第			号
許可	可を受	:けている	住所											
	<i>ā</i>	首	氏名											
設	種		別											
	規		格											
備	エ	工事着工年月日			年	月	日		年	月	日	年	月	日
	エ	事 完 成	年月日		年	月	日		年	月	日	年	月	日
改	改	善の	理由											
善	実	績	額				円				円			円
	負	市補	助金				円				円			円
事	担	営業者	借入金											
	区	負担金	自己資金											
業	分		計											

## 第7号様式(第4条関係)

## 年度公衆浴場経営合理化事業事前着工承認申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

営業者住所氏名(電話局番)

年度において下記のとおり公衆浴場経営合理化事業を実施したいので、事前 着工を承認していただきますよう申請します。

記

(ア)		内	訳
営業者事業費		(イ)市補助金	営業者負担金(ア)-(イ)
	円	円	円
事業計画		別添事業計画書記載のとおり	

- 1. 事業計画書
- 2. 見積書及び設備の図面
- 3. 営業許可指令書の写し又は営業許可証明書